

災害時における温冷水の供給協力に関する協定書

秋 田 市
株 式 会 社 ナ ッ ク
株式会社サンシーアイ
秋田基準寝具株式会社
有 限 会 社 ラ イ ジ ン グ

災害時における温冷水の供給協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社ナック（以下「乙」という。）、株式会社サンシーアイ（以下「丙1」という。）、秋田基準寝具株式会社（以下「丙2」という。）および有限会社ライジング（以下「丙3」という。）（以下丙1、丙2および丙3を総称して「丙」という。）は、災害時における温冷水の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲、乙および丙との温冷水の供給に係る協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（要請および協力）

第2条 甲は、災害時において、被災者等へ温冷水を供給する必要があるときに、乙に対し協力を要請（以下「協力要請」という。）するものとする。

2 乙および丙は、前項の協力要請を受けたときに、可能な範囲で協力するものとする。

（業務の範囲）

第3条 協力要請に基づき、乙および丙が実施する業務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 乙又は丙が保有するウォーターサーバーおよび飲料水ボトルを甲に供給すること。
- (2) 前号に掲げる物資を、丙が甲の指定する場所まで運搬および設置すること。ただし、丙の保有する物資の在庫が不足した場合は、乙又は乙の指定する者が運搬および設置を行うものとする。

（数量の決定）

第4条 乙および丙が供給する物資の数量は、甲の希望に基づき、乙および丙の供給体制や被害の状況等に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

(物資の引渡し)

第5条 物資の引渡しに係る日時や場所は、甲の希望に基づき、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 2 前項に基づき乙又は丙が運搬した物資は、納入場所を管理する甲が品目、数量等を確認の上、引き取るものとする。

(協力要請の方法)

第6条 甲は、協力要請を行う場合、災害支援要請書（第1号様式）により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、協力要請は、緊急を要するときは口頭又は電話等により行うことができるものとする。この場合、事後において、速やかに災害支援要請書（第1号様式）を提出するものとする。

(実施報告の方法)

第7条 乙は、第2条第2項の規定に基づき協力した場合、速やかに甲に災害支援報告書（第2号様式）により、報告するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施報告は、緊急を要するときは口頭又は電話等により行うことができるものとする。この場合、事後において、速やかに災害支援報告書（第2号様式）を提出するものとする。

(連絡体制)

第8条 甲、乙および丙は、情報の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

- 2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。
- 3 乙は、丙に対し、必要な事項の連絡調整を行うものとする。

(経費の負担)

第9条 協力要請に基づく経費の負担は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ウオーターサーバーは、無償貸与するものとする。
- (2) 飲料水ボトルは、災害発生の直前における販売価格とし、甲が負担する。
- (3) 物資の運搬および設置に関する費用については、乙又は丙が負担する。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲、乙又は丙が文書で更新しない旨の通知がない場合は、この協定書の有効期間は、更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙および丙が署名の上、各自1通を保有する。

令和7年11月20日

甲 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市
秋田市長

乙 東京都西新宿1丁目25番1号
新宿センタービル42階
株式会社ナック／クリクラビジネスカンパニー
取締役 専務執行役員
クリクラビジネスカンパニー
代表

丙1 秋田市土崎港中央六丁目10番10号
株式会社サンシーアイ
代表取締役

丙2 秋田市八橋字イサノ6番1号
秋田基準寝具株式会社
代表取締役

丙3 秋田市新屋町字田尻沢131番8号
有限会社ライジング
代表取締役

(第1号様式)

年 月 日

株式会社ナック
代表取締役 様

秋田市長

災害支援要請書

災害時における温冷水の供給協力に関する協定書に基づき、次のとおり要請します。

協力要請内容

No.	品目	数量	納入日時	納入場所	備考
1					
2					
3					
4					
5					

連絡責任者

秋田市総務部防災安全対策課

電話 018-888-5434

FAX 018-888-5435

(第2号様式)

年 月 日

(宛先) 秋田市長

株式会社ナック
代表取締役

災害支援報告書

災害時における温冷水の供給協力に関する協定書に基づき、次のとおり報告します。

実施報告内容

No.	品 目	数 量	納入日時	納入場所	備 考
1					
2					
3					
4					
5					

連絡責任者
株式会社ナック クリクラ本部
電話 0495-73-3511
F A X 0495-71-1633